

<研究ノート>

国民的総動員体制について

桑野 弘隆

はじめに

——国民的総動員体制という概念の再定義

本論は、近代資本主義国家を構造的に解明することを目指すものである。その解明に当たって、本論は「国民的総動員」という概念を導入する。これまで国民的総動員体制といえば、第一次大戦から第二次大戦までの国家体制、とりわけドイツ、イタリア、日本のいわゆる枢軸国の——それらは帝国主義世界分割戦に出遅れた諸国家であった——ファシズム戦時体制をさすとされていた。したがって、第二次世界大戦が枢軸国の敗北という結末をむかえた以上、総力戦体制は解体されたということになる。さらに、「国民的総動員体制」と「総力戦体制」とは、ほとんど同義のタームとして取り扱われてきたように思われる。その場合、総力戦体制とは、近代化のプロセスにおける全体主義的な逸脱、「誤った道」であり、第二次大戦後の先進諸国は総力戦体制の否定と解体をその発展の基礎とした、と評価される。ところが、総力戦をめぐるの、その後の社会学、歴史学（軍事史研究）そして経済学などの広範囲にわたる研究成果によって、総力戦体制をめぐる「通念」は疑われるようになっていく。

たとえば、山之内 靖、成田 龍一、J. ヴィクターコシュマン による『総力戦と現代化』は、総力戦体制こそが、現代システム社会への「社

会の編成替え」をもたらしたという仮説を提唱した。山之内によれば、総力戦体制が社会を再編成した原理とは、「強制的均質化」(Gleichshaltung)であった。山之内は次のように述べている。

総力戦体制においては、一国の経済的資源のみならず、人的資源までもが戦争遂行のために全面的に動員されなければならなかった。劣位の市民の存在は総力戦の遂行に際して重大な障害にならずにはいない。というのも、市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループは、政治的責任を負うべき位置に立たされていないがゆえに、総力戦の遂行にあたって主体的な担い手となろうとする内面的動機を欠いていたからである。[中略] 総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命的一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた。強制的均質化は、戦争遂行という非日常的で非合理的な状況によって促されたのであるが、しかし、それだけにとどまったのではない。それは人的資源の全面的動員に際して不可避な社会革命を担ったという点で合理化を促進した。この「強制的均質化」を通じて、社会のすべてのメンバーは戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となるこ

と、このことが期待されたのである。総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（近代身分制）の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった。社会に内在する紛争や葛藤を強く意識しつつ、こうした対立・排除の諸モーメントを社会制度内に積極的に組み入れること、そうした改革によってこれらのモーメントを社会的統合に貢献する機能の担い手へと位置づけなおすこと、このことを総力戦体制は必須条件としたのである。

（山之内靖「方法的序論」9-10頁）

山之内が、国民の強制的均質化のプロセスとして重視しているのは、階級闘争の体制内化——階級対立を国家介入によって労使交渉の場に移すこと——であり、国民の戦争動員と引き替えに進められた各種社会福祉政策の拡充であった。山之内等による総力戦体制論を参照すれば、総力戦体制というものが、ファシズム諸国家に特有なものではなく自由主義諸国にも見られる現象であったこと、さらに、総力戦体制がもたらした諸契機は、ファシズム国家・自由主義国家というような枠組みを超えて、戦後の資本主義諸国の国家体制に引き継がれ、発展させられたと考えるべきだろう。

そもそも、総力戦体制がはじめて導入されたのは、第一次大戦のイギリスであった。後のイギリス首相デヴィッド・ロイド・ジョージに率いられた軍需省が、軍需調達をめぐって国家横断的な一元的命令システムを確立しようとし、民間による軍需生産を管理調整しようとしたのである。自由主義国家陣営、ファシズム国家そして共産主義国家を問わず、このイギリス軍需省モデルは、その後の各国総力戦体制のモデルとして採用されたといつてよい。

山之内が言う「強制的均質化」を、われわれの理論的文脈のなかでさらに展開しようとすれば、次のようになる。強制的均質化とは、近代化のプロセスにおいて、なお残っていた身分制や階級対立といった国民的統合を妨げる諸要因を、国家による強制的介入によって解体したりシステムへと包摂したりするものであった。強制的均質化は、住民を国民として平準化するとともに、戦争という国家プロジェクトに大規模に動員した。そもそも、身分や階級による社会分裂は、国民的統合の障害となり、また身分的特権や反体制的な組織（たとえば労働運動）は社会的中間勢力の基盤となり、国家権力による国民の掌握を遅らせてしまう。総力戦体制が目論んだ、その究極的な完成形態とは、主権者と個別化された国民一人一人とを直接無媒介に接合し、主権者による一元的命令に国民個人を服させるものであった。それは完全には成就しえない。しかしながら、総力戦体制が用意したのは、国家主権者と国民のあいだに介在する中間諸勢力ないし中間組織を体制内へと取り込み、国家のイデオロギー諸装置（ルイ・アルチュセール）として機能させることであった。その場合、国家のイデオロギー諸装置をつうじて、主権者による命令は国民身体へと伝達される。たとえば、総力戦体制が強化され深化していかで、労働組合は、労働者組織による国家と資本への抵抗勢力というよりは、国家の命令と管理のもとで軍需生産を拡大していく装置、戦争へのイデオロギー動員を保障する装置として機能するようになっていく。

なるほど、戦争への総動員すなわち総力戦体制は、第二次大戦の終わりを境として次第に解体してゆく、しかしながら、国民的総動員のシステムはその後も存続した——いやむしろそのシステムは展開され、深化していくのではなかったか——、このような仮説は検証に値するよ

うに思われる。

しかしながらその場合、「総力戦と現代化」という山之内等が提示したフレームワークにたいする留保も浮かび上がってくる。この留保は二つの疑問からなる。一つの疑問は、山之内が総力戦体制のなかに見いだした「強制的均質化」とは、はたして総力戦体制に特有の現象であろうかというものだ。むしろ、強制的均質化とは、近代資本主義国家（国民国家）の歴史にあって貫通的な現象ではないだろうか。

強制的均質化とは、中間勢力の排除をも含む。なるほど、たとえば総力戦体制のもとでナチスは、ユンカー（地主貴族）による国家官僚機構と軍の実質的支配からドイツ国家を解放しようとしたとも言える。ナチスドイツの総力戦体制をへて、ドイツ国家は、特定階級の利害という軛を断ち、社会総資本の利害に配慮する戦後西ドイツの新自由主義国家へと移行していった。ここに見られるのは、旧封建勢力＝大土地所有がもつ政治的・経済的な影響力をいかに解体していくかという課題であり、この課題は、ドイツに特有な事情というよりも、ブルジョア革命¹⁾——われわれはこの概念を封建制の解体と私的所有権の確立において見る——を経てもなお、旧封建勢力が一定の政治的・経済的権力を維持していた諸国家（イギリス・ドイツ・イタリア・ロシア）に共通して見られるものである。

ひるがえって、フランス大革命、そして日本の明治維新とは、巨大な強制的均質化のプロセスでもあった。それらは、封建的身分とその特権を解体し、「権利」上は均質な国民をつくりだしたのであるから。ジャコバン独裁は「下から（農民・サンキュロット）の反乱」とともに「上からの革命」的な要素を持ったし、明治維新が政府主導の改革であったことを鑑みれば、「強制的」という修辞も決して誇張とは言えない。強制的均質化とは、総力戦体制のみならず、

近代資本主義国家（＝国民国家）に固有な機能なのではないだろうか。

このことは、山之内等による総力戦論のフレームワークにたいし、二つ目の疑問を浮かび上げさせずにはいない。おそらく、総力戦体制とは、強制的均質化という国家機能が戦時において現れたものであろう。すなわち、総力戦体制は、国民の強制的均質化の歴史的現象形態の一つにすぎないのであれば、われわれは総力戦体制と国民的総動員体制とを理論的にわけて考えるべきではないだろうか。そして後者の歴史的な広がりや国民国家の歴史に達するものではないだろうか。

そこで、本論は一つの仮説をたて、それを論証する。総力戦体制とは、国民的総動員体制の戦時的・軍事的な現象形態であり、ひるがえって国民的総動員とは、近代資本主義国家がその成立以来一貫して有する根本的な機能である。国民国家とは、すなわち、国民的総動員国家にほかならない。すなわち、総力戦体制は終わったかもしれない、しかし、その後も——そして総力戦へと至る前から——国民的総動員システムは作動していたのである。

ところで国民も、そして国民的総動員システムも徐々に整えられていったのであろう。しかしながら、国家による総動員の前に国民が存在したと考えるのは、論理的にも歴史的にも間違っている。国民がまずあってそれが総動員されたのではなく、総動員こそが住民たちを国民へと仕立てたのである。また、それは一回では済まない。繰り返し動員されるなかで、諸個人は次第に国民となっていくのだ。では何にたいしては動員されていったのか——世界資本主義システムの内部における経済的競争そして軍事的戦争に、であった。

たしかに国民的動員は、近代資本主義国家が成立してから続いてきたものであるが、その動

員の形態は歴史的な変遷を経ている。生産様式の歴史的な移行を辿ることができるように、国民的動員形態の移行についてもまた記述しうるのである。また、この国民的動員形態こそが、資本主義国家関係の歴史的様式を画している。国民的動員形態の歴史をおよそつぎのような「段階」として画することができる。ただし、国民的動員形態において「論理と歴史」が一致するとは限らない。各国の国家形態の発展は様々な経路をとりうるものであり、プロセスの圧縮、同時出現と同時進行、あるいは遡行などもありえるからだ。

- ブルジョア革命国家 資本制生産確立の諸条件整備
- ボナパルティズム国家 資本制生産への国民動員—国家のイデオロギー諸装置の始動—植民地主義的侵略
- 総力戦体制—戦争への国民的総動員
- 福祉国家—完全雇用—フォーディズムサイクルへの国民的総動員
- ポスト・フォーディズム—生の金融化—国民的総動員の終わり？

本論ではこのなかで、ブルジョア革命国家のみを取り扱う。また次に国民的総動員体制を権力論の視圏から探ることしよう。

1. 国民的総動員システムにおいて作用する権力

国民国家（＝国民的総動員国家）は、対外的な危機の産物でもあった。国民意識や国民統一は、植民地主義的侵略のなかに住民を巻き込んでいくことによって、あるいは植民地においては宗主国による支配にたいする反抗を通じて、練り上げられてきたのである。国民的同一性と

は、帝国主義的状況の外敵と内敵との区別からつくりだされてきた。

ところで、カール・シュミットは、「政治的なもの」の独自性を、友と敵の区別に見いだしている。国家がすぐれて政治的な共同体であるのは、友と敵を区別する決定をその共同体の根本的原理として有しているからである。友と敵を区別しない場合、その共同体を政治的共同体と呼ぶことはできない。シュミットにしたがえば、この友と敵との決定する権こそが「主権」なのである。さらに、主権は、その外の敵のみならず内敵を決定する。さらに、国家が交戦権を持つ以上、戦争を遂行し、敵を殺戮しようとする場合もある。それは自国民にたいしては戦場で命をかけ、かつ殺人の覚悟を迫ろうとする（『政治的なものの概念』）。

また、ミシェル・フーコーによれば、主権は「死なせ、そして、生きるままにしておく（faire mourir et laisser vivre）法＝権利」として現れた。すなわち、「君主は、殺す権利を作用させることによってしか、あるいはそれを抑制することによってしか生への権利を示せないのだ」（『知への意志』 p.172）。つまり、国民国家が有する主権とは、友と敵を区別し、敵には死を与える権利であり、国民に敵を殺すよう命じる権利なのである。そして、友＝国民にたいしては、介入せず生きるままほうっておく。

このような国民国家の主権としての位相は、シュミットがいうように、国家の緊急事態、とりわけ、敵と友を区別するに当たってあらゆる規範・前例が通用しない「例外状態」においてしか生起しない。また平常時にあっては、国家の内敵——犯罪者・テロリスト・社会にとって危険な者——と指されないかぎり、人々はむしろ主権の存在を意識しない。友＝国民を生きるままにしておくということは、友＝国民にたいして主権は現前しないということの意味するか

らだ。主権は、敵にたいしてのみ現れる。また敵が出現したとき、友＝国民のほうでも、ようやく主権の存在を意識するのである。主権は、つねに作動しているが現前するとは限らない。

しかしながら、国民国家において作用する権力は、主権だけにかぎらない。フーコーによれば、われわれが生きている権力関係には「生きさせ、そして、死ぬままにしておく (faire vivre et laisser mourir) 権利」という位相もまた存在する。国民的総動員という概念からは、「戦争への動員」というイメージがつきまとい、したがって死を連想しがちである。しかしながら、主権とは位相を異にする権力が国民国家において働いていることもまた事実である。すなわち、権力は「生命を管理し、増大させ、増殖させ、それにたいして的確な統制と総体的な調整を企てる」(『知への意志』173頁) 場合もあるのである。国民的総動員システムを考える場合、主権だけではなく、国民の生を管理し活性化させる権力についても解明すべきである。

フーコーは、その権力のあり方を牧人＝司祭という比喩でもって語っている。それは、キリスト教に由来するとフーコーは述べている。

ここで問題になる権力は、宗教に由来する権力なのだ。つまり、人間が生まれてから死ぬまで、あらゆる状況で人間を導き、しかも来世での魂の救いのために現世での行動を規制するような一つの権力であり、それを私は〈牧人＝司祭制権力〉と読んでおこうと思う権力なのだ。〈牧人＝司祭制権力〉とは、語源的な意味で、〈牧人＝羊飼い〉が〈羊の群れ〉に及ぼす権力ということだ。羊飼いが己の羊の群れの一頭一頭に心をくばるといふこの型の権力は、ギリシャ・ローマの古代社会には存在しなかったし、また、望まれもしなかったであろう。

それは、キリスト教とともに発展してきた権力であり、キリスト教会の制度化、キリスト教会内部の階層秩序、来世や罪や救済といった信仰の総体、〈牧人＝羊飼い〉である司祭というものの確立、すなわち羊の群れである信者に対し牧人としての責務を果たす存在の確立とともに形成されてきた。それは中世を通じて封建社会の発達と微妙な関係を持ちながら発展してきたが、16世紀の宗教改革並びに反宗教改革の時期に一層強化された形において展開を見たものである。しかし、変遷はあるにしても、この牧人＝司祭制権力は、つねに次の特性をもつ権力であるという本質的な性格を奇妙なことに保ち続けていた。すなわち、すべての権力と同じく集団全体に力を及ぼしつつも、同時に、その〈集団＝羊の群れ〉の中の〈牝羊〉の一頭一頭に対して、つまり集団内の個々人に対して責任を持っている、しかもその行動に拘束を加えるばかりでなく、一人一人の個人を知り、個々人の内面をはっきり見なければならぬ。言いかえれば、個人の〈主観性〉をはっきり出現させ、個人が己の意識に対して持つ関係を構造化する必要があったという点である。牧人＝司祭制の技術にとって、〈良心の教導〉とか〈救霊〉の問題が、〈告解〉という、自己が自己自身に対して持つ関係を、真理と義務づけられた言説という形で報告することにかかっていた、というのは極めて重要なことだ。この権力は、こうして個人形成的な権力であるという本質的特徴をもっているのだ(『政治の分析哲学』134-135 傍点一桑野)。

フーコーは、西欧社会は牧人＝司祭型の権力を発展させてきたという。しかし、この権力形

態を西欧特有のものとするのは誤りであり、また危険も伴う。なぜならば、牧人＝司祭という哲学的比喩は、国民的総動員体制をもっとも良く表現するものだからである。牧人＝司祭型の権力は、集団＝羊の群れをつくり出し、それを導くと同時に、集団を構成する諸個人一人一人の内面にいたるまで管理し、魂の救済を与えるのだった。また権力の行使が群れにたいする抑圧や威嚇ではなく、全体と個にたいするある種の配慮のように現れ、一頭の落後も出さずに群れを導くこと²⁾——これは西欧社会にかぎらず、近代資本主義国家＝国民的総動員国家という形態をとる国家における権力の必然的な現象形態といってよい。

牧人と群れのあいだには、ある種の治安契約(a contract of maintaining security)が結ばれている。牧人は、集団＝群れに安全を保障するのと引き替えに、牧人への服従を要求するのである。近代以降、われわれが生きる国家関係は、どこか治安契約的である。たとえば、ホッブスが描き出した社会契約もまた、そこには主権者と臣民たちのあいだに直接の統治契約はないとしても、安全(security)をめぐるものであった³⁾。ところが、ホッブスが描き出した主権者と牧人＝司祭とのあいだの違いは、群れ全体と個にたいする配慮の有無にある。ホッブスの主権者は、それが法と秩序に反しない限りにおいて臣民のふるまいを見過ごす。主権者が黙過することのなかに臣民の自由は存在した。しかしながら、牧人＝司祭は、群れと個を見過ごすことを許されていない。辛抱強くかつ慎重に、群れの動向、そして個のふるまい、そしてその魂の救済を見守ってゆかなければならないのだ。

この違いは、ホッブスが考えた安全(security)と牧人＝司祭型の権力が扱う安全との違いに由来するものである。ホッブスが考えていた安全とは、名声・富・及び権力を求めてあくことな

く恒久的に互いに競争することに由来する戦争状態(その究極は内乱であった)を回避することであった。近代化の進展に伴って、安全は「インフレーション」をおこしてきた。現在のわれわれにとって、安全(security)は、治安という語がイメージさせる事柄にとどまるものではない。すなわち、治安のみならず、雇用、健康状態、社会保障、家族子孫の繁栄、そして魂の救済(たとえば尊厳死など)などが安全の内容となった。

国民国家もまた、人口というマクロな対象に介入し、人口の衛生・健康・寿命・出生率・生産性・所得・資産などを管理する。国家がそれらを管理するのは、それらが安全の中心に位置するものだからである。しかし、それだけでは済まない。国民国家はまた、国民一人一人の「魂」を導き、精神の安定(安全)を確保し、救わなければならないからである。上に挙げたフーコーの引用が触れていないこと、さらに理論的に突き詰めるべきことを付け加えるならば、集団＝羊の群れは、牧人によってつくりださねばならないと同様に、また個人の「主観性」や「内面」もまた牧人による権力技術によってつくりだされたものであるということである。国民的総動員国家は、ネーションという「羊の群れ」をつくりだし、また諸個人の身体に内面という深層を穿ち、そこに国家が導くべき「国民の魂(精神)」を入れたのである。

ところで、ネーションをあつかう研究は、ベネディクト・アンダーソンに代表されるように、ネーションに宗教的要素を見いだしてきた。たとえば、アンダーソンは、ネーション＝想像の共同体を、普遍宗教の代補としてとらえている。国民国家の成立以前、宗教権力は、有限な生を生きる人間達に「永遠の生」を与えることによって、国境を越えた広域にわたる精神的支配を行使してきた。教権による精神支配が有効であ

ったのは、宗教が諸個人の生に意味を与え、不死性と永遠性を保証するものであったからである。たとえば、教会のために死ぬこと（殉教）というのは、教会（宗教共同体）において永遠の生と名誉を授かることであった（おそらく宗教原理主義テロリズムにも同じ論理が働いているのだろう）。諸個人の限りある生に慰めを与えることにこそ、教権の権力の源泉があった。

ところで絶対主義国家は、この普遍的教権を解体し、宗教を国境のなかに閉じこめる必要があった。絶対主義国家とそのイデオロギーであった啓蒙主義は、教権の権威を剥奪していく。しかしその場合、人々の生の意味は宙づりとなる。「神は死んだ」（ニーチェ）。しかし、啓示宗教が人々にたいし行使していた権威と機能を国民国家は受け継ぐ必要があった。国民国家は精神的な求心力を必要としたのだ。すなわち、国民国家は、啓蒙主義によって普遍宗教から諸個人を解放するだけでなく、その宗教が保障していた諸個人の生の意味を国民に与えなければならなかったのだ——また、そこから神・教会のために死ぬから、国家のために死ぬということが出てくる。国家による個人の内面や魂への介入は必然となる。国民国家の成立は、国境によって限界づけられ国家によって管理される「国家宗教」の成立と同義なのである。

すなわち、牧人＝司祭型の権力は、フーコーがいうように西欧キリスト教圏内に特有なものではなく、宗教が精神的支配をおこなっていた地域において、当の教権を解体し、世俗権力＝近代的国家権力を打ち立てようとする場合には、必ず呼び出される権力なのである。また留意すべきは、牧人＝司祭型権力が住民を集団＝羊の群れへと仕立てていく時、そこには「強制的均質化」（Gleichhaltung）が必然的に作用せずにはいないということである。牧人にとっては、「黒い羊」 a black sheep は徹底的に矯正するか、

それとも排除すべきものである。また、牧人は単独でなければならない。牧人が多くては群れを正しく導くことができないからだ。牧人への集権化が進むのも必然である。

このように、国民的総動員システムには、一方では敵を殲滅するために国民に死と殺人を覚悟させる権力——帝国主義的侵略国家——であると同時に、他方では国民（＝友）という集団＝人口＝群れの勢力をいかに活性化するか、また群れを構成する国民ひとりひとりの身体をいかに規律し、いかにその魂を導くかに配慮する権力である。

2. ブルジョア革命 ——資本の本源の蓄積

『資本論』第一巻「いわゆる本源の蓄積」の章でマルクスは、資本主義生産の成立条件について論じている。その成立諸条件につき、この章から読み取れるのは次の通りだろう。

- **資本の本源の蓄積** 「資本制生産はまた商品生産者の手の中に比較的大量の資本と労働力を必要とする」（『資本論』第一巻 S731）。アダム・スミスが、「分業に先行するストックの蓄積」と呼んだもの。
- **自由な労働者** 資本制生産は、封建的領主権にたいする全人格的な隷属、土地の呪縛、共同体の束縛、ギルドの掟、教会のタブーなどから解放された「自由な」個人、したがって自由意志からの契約に基づいて労働する個人を必要とする。賃労働者は（自由意志がない）奴隷ではない。しかしながら同時に、当の個人は、生産手段（農地や仕事場・生産設備）をもたないため自分の労働力を売るほかにない条件にも置かれていなければならない。つまり、二重の意味で「自由な」個人である。マルクスは、「一方には、自分が所有してい

る価値額を他人の労働力によって増殖することが必要な、貨幣、生産手段、及び生活手段の所有者と、他方には、自分の労働力の売り手でありそれゆえ労働の売り手である自由な労働者という、二種類の非常に違った商品所有者が向かい合い接触しなければならない、という事情である。二重な意味で「自由な」労働者とは、奴隷や農奴などのように彼ら自身が直接に生産手段の一部分に属するのでもなければ、自営農民などの場合のように生産手段が彼らに属さず、彼らはむしろ生産手段から自由である——すなわち封建的支配権からも生産・生活手段からも自由な労働者——ことを指す。商品市場のこのような両極分解化とともに、資本制生産の基本的条件は与えられる」（『資本論』第一巻 S742）という。具体的には、イギリスでは、農村共同体から「放り出されて」都市に流入した層から、労働者階級は形成されていった。

- 私的所有権の確立** 商品経済が社会に浸透していくと、国家による規制や共同体や教会によるタブーがないかぎり、全てのもが「商品」になりえる。しかしその前提は、封建的領有が廃止され、かわりに私的所有権が確立され国家によって保障されていることである。ところが、ここで問題になるのは、農村の耕作地はいったい誰のものかということだ。土地は封建領主のものなのか、はたまた農民達のものなのか。それとも他の第三者（たとえば国家）のものなのか。

マルクスが本源的蓄積論において強調しているのは、国家による暴力的な介入がなければ資本制生産は成立しえないという点である。マルクスは次のように述べている。

資本主義的生産が進むにつれ、教育、伝統、慣習によって、この生産様式の諸要求

を自明の自然法則として承認するような、労働者階級が発展する。十分に発達した資本主義的生産過程の組織はあらゆる抵抗を打破し、相対的過剰人口の絶え間ない生産は労働の需要供給の法則を、それゆえ労賃を、資本の増殖要求に照応する軌道内に保ち、経済的諸関係の無言の強制は労働者にたいする資本家の支配を確定する。経済外的な直接的な暴力も相変わらず用いられるが、しかしそれはただ例外的であるにすぎない。ものごとが普通に進行する場合には、労働者は「生産の自然法則」に、すなわち、生産諸条件そのものから発生し、それらによって保証され永久化される資本への労働者の従属に、まかせておくことができる。資本主義的生産の歴史的創生期中では、事情が違っていった。勃興しつつあるブルジョアジーは、労賃を調整するために——すなわち、賃殖に適合する制限内に労賃を押し込めるために——また労働日を延長して労働者自身を標準的な従属度に維持するために、国家権力を必要とし、利用する。これこそが本源的蓄積の本質的な一契機である。（『資本論』第一巻 第24章「いわゆる本源的蓄積」 S765-S766）

しかしながら、ここでのマルクスの認識は一つの誤りを犯している。たとえば、資本制生産がいったん確立されてしまえば、はたして「ものごとが普通に進行する場合には、労働者は『生産の自然法則』に」まかせておけば済むのであろうか。なるほど、資本主義イデオロギーの中にある場合はそのように映るかもしれない。だがしかし、「現実」にはそうではない。ルイ・アルチュセールは、国家のイデオロギー諸装置による日々のイデオロギー的介入がなければ——それこそマルクスが上の引用で指

摘している「教育、伝統、慣習」をつうじての労働者身体の規律がなければ——、資本制生産諸関係の再生産は不可能であることを論証した。また、「経済的諸関係の無言の強制」とマルクスは言うけれども、学校・マスメディア・政党などは資本制生産諸関係が要求している諸条件を諸個人に喧しく刷り込もうとする。すなわち、労働者が主体的に「生産様式の諸要求を自明の自然法則として承認する」のは、国家のイデオロギー装置による不断の介入なくしては不可能であり、またそれにもかかわらず、「モーレッツ社員」が「壊れてしまう」こともあるのだ。しかし、この労働力再生産にたいする国家のイデオロギー諸装置による介入についての議論は、他の機会に譲ることにしよう。

ところで、マルクスは自由なプロレタリアの出現が、資本制生産確立のための梃子であると見なす。なかでも農村の生産者である農民からの土地の収奪が、自由な労働者をつくり出すプロセスの基礎だとマルクスは指摘している。イギリスにおけるエンクロージャーが、この収奪の典型であり、労働者の土地からの切り離しについてはイギリスを例にとるべきだとマルクスは主張している。なるほど、イギリスにあっては、農民からの土地の収奪がもっとも徹底した形で進行したのは確かである。しかし、このマルクスの指摘からブルジョア革命を、農民からの土地の収奪および「自由な」労働者の創出とするドグマが引き出されたのも確かである。

たとえば、日本資本主義論争において、講座派は、明治維新をきわめて不完全なブルジョア革命であったと評価し、日本の権力構造を、「半封建的」地主制を基礎とする絶対主義天皇制と位置づけたのであった。イギリスにおける農民からの土地の収奪をもってブルジョア革命の典型的モデルとするならば、土地の農民所有を認めた明治維新はブルジョア革命とは呼べな

くなくなってしまう。しかし、各国の資本主義成立過程を観察するならば、農民からの土地の収奪をもってブルジョア革命と定義するのは矛盾が生じる。たとえば、モンターニュ独裁以後、貴族特権の無償廃止と農民への分割地払い下げをしたフランス、地租改正に先立った地券の配布によって農民の土地所有権を認めた日本には、ブルジョア革命はなかったということになってしまう。「自由な」労働者の創出という点で、はたしてイギリスは基準的なモデルなのだろうか。

じっさい、マルクス自身は「大封建領主が王権と議会にもっとも頑強に対抗しながら、土地にたいして彼自身と同じ封建的権利名義を所有していた農民をその土地から暴力的に狩り立てることによって、また農民の共同地を横奪することによって、比較にならないほどより大きなプロレタリアートをつくり出した」（『資本論』S746 傍点—桑野）と記述している。マルクスは、ここで封建制にあっては土地にたいする権利・権力関係が、封建領主と農民の双方によって分有されていたこと、封建領主達は農民の土地にたいする権能を暴力によって解体してしまったこと、またそのために封建領主たちは王権とも議会とも対抗しなければならなかったことを認めている。これは、むしろイギリスの特殊事情を指すものではないだろうか。イギリスにおいて、封建領主達によって牧羊地や農地の囲い込みがなされ、共同地や入会地そして解放耕地の収奪が行われ、大量のプロレタリアートがつくり出されたのは、封建領主たちが、支配階級・支配身分の内部においても、また敵対する諸階級や諸勢力にたいしても、突出した力を持っていたからである。そしてこれは各国に等しく共通するものではありえない。

イギリスには二つの「革命」があったけれども、それらは封建領主たち（とくにジェントリ

とよばれる下層貴族層)を主体とし、封建領主たちの利益を実現するものであった。イギリス革命を、地主革命あるいは地主的土地改革とよぶ向きがあるのも当然であろう。そして、自由な労働者を結果として作り出したエンクロージャーも、ジェントリたちが農業・羊毛生産から上がる利益増やすために、共同地、開放耕地や入会地などのコモンズを私有化するものであった。しかし、イギリスの革命もまたブルジョア革命の側面をもつ。

「土地に対して彼自身と同じ封建的権利名義を所有していた農民」とマルクスがいみじくも喝破したとおり、封建制にあっては農地にたいする権能は、二重に分裂している。すなわち、一方には封建領主による土地と農民にたいする封建的支配権があり、他方には直接生産者である農民による生産過程(農業)の実質的掌握がある。いや農民個人と言うよりも農村共同体が、エコロジーシステムを含む農業環境の再生産の主体である。封建領主達は直接生産過程すなわち農作業を直接に掌握していない。すなわち封建制にあっては農地にたいする権能は、

- ・封建領主の封建的領有権
 - ・農業共同体による農地の実質的管理保全権
- の二つに分裂してあった。封建制の解体と近代ブルジョア関係——私的所有権——の確立の過程で、農地がだれの私的所有に帰するのかは、封建領主と農民のあいだの階級(身分)諸闘争の力関係によって、そして両者の闘争にたいする国家介入のあり方によって決定されるのである。

そうしてみれば、イギリスではエンクロージャーやピューリタン革命・名誉革命をへて、封建的領有権の解体と農地の私有権確立という土地改革は進められたのだったが、それが封建領主の圧倒的な勝利に終わったという点については、イギリスにおける階級闘争関係の特殊性に

依るといわなければならない。また、エンクロージャーは結果として、大量の「自由な」労働者をつくりだしたかもしれないが、それはあくまでも地主貴族層の利害にしたがっておこなわれたものであり、なにも産業資本の「要請」に応えたものではなかった。農村から追い出され、都市に流入した浮浪者群と資本、そして各種の技術革新が偶然に出会うことによって、イギリス産業資本は展開されたのである。

ここからブルジョア革命の歴史的な意味も見えてこよう。ブルジョア革命とは、王様の首を刎ねることではない。また、ブルジョアジーが権力の座につくことでもない。むしろ、歴史を振り返っても、各国においてブルジョアジーは政治権力を掌握していない。ブルジョア革命とは、産業資本ブルジョアジーがそもそも存在しなくてもかまわない——なぜならば、それはブルジョア階級を「生み出す」ように社会を作りかえることだから。またブルジョア革命とは、封建的権力と封建的諸関係を解体し、それを主権国家と私的所有関係に置き換えることだからである。ブルジョア革命とは、封建領主達による農民にたいする直接的な人格支配をおわらせ、封建的領有権を法にしたがって行使される近代的私権に——法治主義と中央集権がその条件——置き換えること、さらに農村の土地にたいして私的所有権を確定することであった。ブルジョア革命とは、ブルジョアジーが政治的・経済的に勝利した革命ではない。むしろブルジョアジーという社会的階級が形成される諸条件が確立された革命なのである。

この観点からすれば、イギリスにもブルジョア革命は起こっている。ところが、イギリスのピューリタン革命と名誉革命の担い手は、議会＝ジェントリ＝下級地主貴族層であった。議会は絶対主義君主の権限を制限する側に回り、立憲主義の礎を築いたともいえるが、しかし、二

度の革命を通じて、旧封建貴族の勢力は温存された。かれらは、封建貴族から地主貴族となり、大英帝国の議会と官僚機構を牛耳るようになった。こうしてイギリス社会は、ブルジョアジー（産業資本家）、レントナー（地主貴族 政治家と高級官僚を生み出す階級）、プロレタリアート（産業賃労働者と農業賃労働者）の三大階級に分裂していく。

封建貴族が他の諸階級を圧倒したイギリスにあっては、農地は封建貴族達の所有となった。つまり、封建的領有権は、地主貴族の土地所有権へと転換されたのである。エンクロージャーとは、まさに農民たちの農地への権利を否定すること、農民たちを土地から切り離し、さらに農業共同体からコモンズを収奪することであった。二度のエンクロージャーを経て、ビジネスに賢い地主貴族たちは、農業資本家になって農民たちを農業賃労働者として雇い、農場を経営するようになった。イギリスでは農業の資本主義的経営が発展してゆく。

さらに、産業資本の形成期には、地主貴族は産業資本の出資者ともなる。イギリス資本主義は、レントナー資本主義という様相をも帯びた。レントナーは、土地や株式や公債から得られる地代・金利によって生活の糧をえるが、それはかれらが資本主義システムの永続性に利益をもっていることを意味する（明治政府もまたポンド建て公債によって国家予算を調達している）。ところが、産業資本ブルジョアジーは、短期的な目先の利潤をおいたがる。プロレタリアートは資本による支配にあらがう。これは、資本主義システムの壊乱要因となりうる。それにたいし（国家の担い手でもある）レントナーは、資本主義システムの維持保存——すなわち資本主義システムの長期的利益——という観点から両者を調停していた。レントナーからしてみれば、プロレタリア革命が起こっても、労働者を搾取

しすぎて労働者階級が再生産されないのも、その階級利害に反するからである。

ではブルジョア革命の「本場」であるはずのフランスはどうであったか。大フランス革命は、いくつかの段階に分けられるが、革命初期では立憲議会は、封建特権の有償廃止を打ち出していた（1789）。これは、封建貴族に土地の所有権をみとめ、農民はそれを有償で買い取ることが出来るというものであった。つまり、イギリス型に近い、封建領主たちに優位な政策といえる。フランス国家もまた、封建的領有権を地主所有権に転換しようとした。しかしながら、都市部のサンキュロット・コミューンの蜂起そして農村での農民の反乱は、このような「地主革命」をゆるさなかった。国民公会、とりわけモンターニュ独裁において、すべての封建的領有権の無賠償での廃止が打ち出される（1793）。封建領主の土地が没収され、それが農民に分け与えられた。こうして、封建制のもとでの農民達は、自作地の所有者としてみとめられ、いわゆる「分割地農民」として現れた。農民層が、ブルジョア革命に主体的な役割を果たし、土地を勝ち取ったこと、これは王の首を刎ねたこと以上に、フランス民主主義の基盤となってゆく。現在でもフランスは、先進資本主義諸国のなかでももっとも平等を重んじる国の一つであろう。そしてその根は分割地農民による土地権利獲得にあるのではないか——ただし、この平等は、それを實現する強力な国家を国民が求めるという負の側面を持つのであるけれども。

このように、封建領主と農民との階級闘争における力の優劣関係が、国家装置を通して、法的な私的所有権として表現されるに至ったのである。イギリスでは、国家は封建領主の利害に立って土地関係を再編し、フランスでは農民の利害にそった分割地の私的所有が認められた。ところで、ブルジョア革命と産業資本主義の展

開に遅れた国々にあってはどうかであったのか。イタリア、日本、ドイツにあっては、国民国家の統合と中央集権化が遅れており、ブルジョア革命と産業資本の育成が急を要する課題であった。その場合、封建領主と農民のあいだの階級闘争の結果を待ってられる状況ではない。そこで、国家主導による「上からのブルジョア革命」、すなわち封建的領有権の解体と私的所有の確立が強力に推進されるのである。

そのなかで、とりわけ日本の明治維新は、興味深い例となっているように思われる。日本では、封建勢力（身分特権）の強制的な解体および封建勢力の土地権利の否定が明治国家によって断行され、農民の土地所有が認められるという結果になった。これは、国家による「強制的均質化」の先駆的な事例と見なすことができる。他方で、土地の所有権を認められた農民は、しかしながら、地租と徴兵制をつうじて国民的動員されていくのである。明治維新は、なるほど国民的「総」動員ではないかもしれないが、「国民」を立ち上げ、それを国家プロジェクトへと動員していく、世界史的先駆形態なのではないか。

3. 明治維新

——日本におけるブルジョア革命の実態、あるいは国民的総動員の始動

日本の明治維新は「王政復古」という衣装をまとして現れた。それは文字通りに受け取れば、封建制以前に戻ることを指す。しかし、明治維新はもちろん先祖返りではない。封建制を解体し、封建的領有権を否定し、土地の私的所有権を確保したという点で、明治維新もまた優れてブルジョア革命だったとあってよい。ところで日本の明治維新では、農地は農民の私的所有と

なったので、一見フランス型革命にも映る。しかしながら、明治維新にあたって日本の農民はほとんど主体的な役割を果たしていない。それにもかかわらず、農地は農民の所有になった。これは、ヨーロッパ諸国と比較した場合、際違った違いを見せている。

ひるがえって、ちょうど日本と同じ時期に国家統一を果たしたイタリア・ドイツでは、封建領主による土地所有が認められ、彼らは大地主となった。たとえば、ドイツ東部の封建領主はユンカーと呼ばれ、かれらは農地を直接経営する封建領主であった。ドイツ帝国の統一をはたしたプロイセンの宰相・ビスマルクもまたユンカー出身である。農奴解放によって農民への封建的支配権は剥奪されたものの、領地の私的所有権を認められたユンカーたちは、農場経営をさらに拡大してゆき、またドイツ帝国の官庁や軍の中枢を占め続けた。つまり、ドイツ・イタリアにおける国民国家の統一は、「地方の」封建領主たちとの妥協の産物であり、国民国家統一後にあっても、封建勢力は地主貴族として巨大な経済的・政治的勢力を維持することができたのである。

ひるがえって、日本はどうだったのか。封建制は解体された。さらに維新後、約十年という短期間のうちに武士身分は名実ともに解体された——これだけでも驚くべきことであろう。しかしながら、それは農民の勝利に終わったとはとても言えない。封建勢力と農民との闘争はほとんど戦われずに終わっている。結論を先取りすれば、明治維新の勝者は国家であった。これが日本のブルジョア革命を特異なものにしている。すなわち、国家による国民的総動員が始まったのである。

明治維新の改革を年代順に辿れば次のようになる。

1968年 王政復古

1968-69年	戊辰戦争
1869年	版籍奉還
1871年	廃藩置県
1873年	徴兵制公布
1873年	地租改正
1876年	秩禄処分
1877年	西南戦争

今から見れば、この明治維新のプロセスはむしろわかりやすい。封建的権力を解体し、封建勢力から諸権力・諸特権を剥奪し、中央集権体制を構築する。農民に農地の私的所有を保証するかわりに、地租を課して国家の財政を安定させる。武士の政治的・経済的特権を剥奪することによって——身分は国民的総動員にとって障害でしかない——、国民の「強制的均質化」をはかり、国民皆兵制によって富国強兵路線へと国民を（総）動員してゆく。

しかしながら、なぜこの10年あまりの短期間で封建勢力の徹底的な解体ができたのか、不思議なくらいである。欧米と比較しても日本を非常に特異なものにしている。封建制が存在しなかったアメリカ合衆国をのぞけば、近代国民国家の成立以降、イギリス、ドイツ、イタリアのいずれにあっても封建的諸勢力は地主貴族となり、経済力を維持し、社会的にも大きな力を持ち続けたのであった。なぜかとも脆く日本の封建勢力は壊れたのか。そのいくつかの原因を辿ってみたい。

・商品経済の浸透による藩の財政的破綻

幕末には諸藩の財政はすでに破綻状態であった。貨幣・商品関係が社会に浸透し、封建制の経済的破綻は目に見えていた。というのも、生産力の向上によって米の生産量は増えてゆき、米の価値は下がる一方であったからである。これは米に経済的に依存した封建勢力に打撃を与えた。各藩は、藩債や藩札をばらまいて急場を

しのぎ、両替商、札差（米を担保に高利貸しをしていた業者）、米問屋などの「金融業」が藩を相手に金を貸して潤っていた。藩は借金づけであった。さらに版籍奉還の後、1870年には「藩制」が導入され、明治政府は諸藩の財政をコントロールしていくのであるが、藩は明治政府に海軍資金を上納しなければならなくなり、ますます藩は財政的に追いつめられた。政府の命令で、藩債と藩札の処分もおこなわれたが、このとき「踏み倒された」藩債も膨大で、武士たちといっしょに江戸の札差も没落してしまう。最終的に廃藩置県によって藩による地方統治は解体されるのだが、当時の明治政府も覚悟していた大規模反乱も起こらなかった。商品経済の浸透によって、すでに日本の封建制は自壊に追い込まれていたともいえよう。

・武士の土地からの分離

江戸時代から武士は徐々に土地へのつながりを失っていった。徳川幕府が各大名に保証していたのは、所領ではなく禄高であった。また転封（国替え）も行われた。また、大部分の藩では、地方知行から蔵米知行に切り替えが進み、知行地の代わりに蔵米が俸禄として支給されるようになる。つまり、武士はその所領を「一所懸命」するのではなく、藩の「官僚機構」や「常備軍」に勤務する見返りとして俸禄を受け取るように「公務員」化していった。さらに、武士は城下町に居住することになり、土地農村との結びつきはますます薄まったといえよう。ゆえに、廃藩置県によって藩が解体されてしまった時、士族による農耕地の所有が取りざたされるはずもなかった。農業共同体による土地の実質的管理保全権は、農民の私的所有へと転換された。そのとき、武力による農村共同体の直接支配という「武士の本分」を忘れ去ってしまったことを、士族たちは思い知らされたに

ちがない。

しかしながら、明治維新という改革を劇的なものにしたのは、なによりも社会の特定階級や勢力への利害よりも、国家の論理が徹底して優先されたことによる。もちろん、明治新政府による改革の進め方は（結果的に見れば）きわめて巧妙なものであった。たとえば、藩からその政治的・軍事の実権を奪っていくにあたって、版籍奉還から藩制、最後に廃藩置県と段階的に処置がとられたが、最初の「版籍奉還」にあたって政府は曖昧な説明に終始し、多くの大名はよく事情も分からずに応じてしまったといわれる。過渡的な処置や妥協策がとられ、封建勢力の不満が集中しないように改革は進められた。段階を踏んで藩の権限は奪われてゆき、中央集権が築かれたのである。

しかしながら、明治政府による巨大な改革にあたって、首尾一貫したシナリオを描いた人物がいたとは考えにくい。そもそも、初期明治政府にあっては権力争いが凄まじく、リーダーシップをとる者が目まぐるしく交替している。明治政府の首脳たちは、自分たちの出身身分（士族）や出身藩、そしてかつての藩の主君を裏切るような施策を実行しなければならなかった。また、戊辰戦争から西南戦争にあっては、朝敵だった者が新体制で抜擢されたり（榎本武揚）、維新の功労者が逆臣となったりする（西郷隆盛）時代でもあった。さらには、国家の一大事の時期に、政府の首脳たちが二年近くも外国を外遊する（岩倉使節団1871-1873）など、今の常識では計り知れないものもあった——案の上、「留守政府」と海外視察組との主導権争いも起こり、明治六年の政変へとつながっていく。「維新の三傑」と称される、木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通は、明治十年前後にあいついで早すぎる死を迎え、西南戦争以降の新しい日本を確かめることができなかった。

では、封建勢力や守旧派への配慮や妥協が繰り返され、政府内の権力争い、国家近代化の路線をめぐる紛糾が繰り返されたにもかかわらず、明治政府による改革はなぜ最もラディカルな結果をもたらしたのだろうか。明治新政府における権力争いの激化、改革の担い手の目まぐるしい盛衰は、結果として階級利害——とりわけ封建勢力のそれ——の政府への浸透を妨げたのである。つまり、階級的利害よりも、国家の論理が最優先されるという結果をもたらしたのである（これを現在に当てはめれば、小泉純一郎政権の後の日本における目まぐるしい内閣の交替は、「国家の論理」を優先する国家政治を導くものであろう）。

たとえば、中央集権体制を確立するために、版籍奉還から廃藩置県にいたる一連の政策を強力に推し進めたのは、木戸孝允であった。ところが、木戸は秩禄処分には反対していた。藩は解体しても、禄制だけは維持すべきと木戸は考えていた。国家の担い手として士族に期待をしたからである。身分を完全に撤廃してしまうと天下国家を担うという高い意識を誰にどのようにして持たせるかということが問われるからである。しかし、秩禄支給のための予算が国家予算のおよそ三分の一を占めるなかで、大蔵省の権限が増してきて、秩禄処分は断行された。つまり、官僚機構と軍の利害というものが前景に現れ、政治家たちもまた、この国家の論理に取り込まれていったのである。

すなわち、王政復古から10年にわたる明治維新は、中央集権・近代国家という漠然とした目標は共有されていたとはいえ、一つの強固な意志をもったリーダーシップによって実行されたものでもなければ、首尾一貫したシナリオを書いた黒幕によって操られ、進められたものでもない。そうではなく、ある一つの巨大な機械、自己拡大・自己増殖してゆく機械が動き始めた

のである。そして、明治維新の担い手たちといえども、その機械のロジックによって突き動かされ、機械の精巧な作動のなかに組み込まれていった。その場合、人は機械の歯車の一つとして作動したり、場合によっては使い捨てられたりすることになる。その機械とはすなわち「国家」であった。国家は、その外部でおこる階級闘争や社会的諸勢力の敵対、あるいはその内部での権力争いでさえその動力源に変え、社会全体にその触手を伸ばしていく。

地主貴族層が官僚機構と軍を牛耳ったヨーロッパ諸国と異なり、日本国家は旧封建勢力からの軛から放たれた。さらに資本家階級は存在しなかった。また徴兵制と地租改正にたいする農民の蜂起（血税一揆と地租改正反対一揆）は、士族の反乱よりも全国規模かつ長期間にわたって続いたが、これも明治政府は鎮圧に成功する。つまり、明治政府はいかなる階級の利害にも足を引っ張られることなく、逆に住民を巻き込み動員しながら、国家の利害すなわち富国強兵路線を突き進んでいった。

とりわけ学制（1872）徴兵制公布（1873）、地租改正（1873）、秩禄処分（1876）そして西南戦争（1877）は、国民的（総）動員体制の端緒が切られ、資本の本源的蓄積が本格化する転換期を画する出来事であって、その相互関連・相互作用を吟味するべきであろう。秩禄処分が遂行される絶対条件として、武士にかわる兵士を確保する必要があった。また、武士たちは教養をもった身分であった。したがって、藩や私塾によって担われていた軍事訓練および教育システムを特定身分から解放し、それを中央の統制のもとにすべての国民に授けなければならなかった。こうして、学校そして兵役は、兵士として、あるいは資本主義生産の担い手として相応しい規律を諸個人の身体に刻みつけていく（徴兵制の初期の頃、日本人は軍隊式の行進が

できなかつたと言われている。そもそも集団において身体的動作をシンクロさせるという経験に日本人は乏しかった）。

しかし、士族に代わって国家を担うような国民的身体が一朝一夕に出来るはずはない。士族達には、軍・学校・官庁に再就職したりする者も多かつたし——国民の教育係となる——、また農民一揆や士族反乱の際には、結局は士族の手を借りるほかなかつた。つまり、国民的（総）動員は容易いものではない。ところが、帯刀禁止や秩禄処分、また華族士族平民間での結婚の許可などによって身分特権を撤廃したことで、住民の強制的均質化が一步進んだのも確かである。問題は、国民的同一性＝ネーションが立ち上がるかどうかであった。

徴兵制公布（1873）、地租改正（1873）に前後して、明治政府には征韓論をめぐる路線対立が激化した。それはとうとう「明治六年政変」へとつながり、西郷隆盛、板垣退助、江藤新平などの参議と官僚約600人が辞任することになる。西郷が征韓論を主張した意図は、諸説あるけれども、西郷は具体的な戦争計画を練っていたわけではなかつた。落合弘樹によれば、西郷は維新以後の社会の道徳的退廃を憂い、日本に戦時体制をもたらすことによって、国内の態勢を改革し維新を貫徹しようとした（『秩禄処分』）。つまり、西郷は、戦時体制をあえて作り出すことによって、士族の鬱憤にはけ口を与えたとともに「国民」を立ち上げようとしたのだ。さらにいえば、国民皆兵を確立し、それを十全に機能させるには、対外戦争に国民を動員するに如くはない、ということであろう。しかしながら、西郷が兵を挙げざるをえなかつた西南戦争において、国民皆兵システムの優位さが証明されてしまったのは歴史の皮肉であつた——西南戦争において、士族と平民兵のあいだの軍事的な優劣はないこと、軍事的勝敗を決する

のは、近代的兵器であり、軍隊の戦術と規律であることが証明されたからである。

ここから見て取れるのは、日本のネーションの成立には、植民地主義的な海外侵略が不可欠なモメントであったということである。さらに、国民というものがあらかじめあって、次にそれが国家動員されていくのではなく、国家戦略への（総）動員こそが住民を国民にしたのである。近代国民国家は、その成立から他の諸国家との競合と戦争を運命づけられていた。対外的危機のなかで国民的な統一や国民的意識が形成されていったのであり——黒船がわれわれを日本人にした。ネーションとは危機の産物である。

別の見方をすれば、植民地主義の主要な「輸出品」はネーションであった。ある国民国家による世界進出は、その侵攻先の地域における国民国家の成立をうながさずにはいない。たとえば、ナポレオンによるヨーロッパ侵攻は、ヨーロッパ各地で国民的統一の機運を高めている。また、植民地となった地域では、宗主国による支配への抵抗と蜂起から国民的意識と国民的統一が形成されていった⁴⁾

明治維新の改革において徴兵令、地租改正そして秩禄処分には密接な関係があった。まず、戦前の日本においては、たえず経済的な困窮に置かれた農村は、兵士の供給源でもあった。軍部もまた、都市の青年よりも、屈強な身体と従順な精神をもった農村出身者を兵として好んでいた。しかしながら、農村は一揆（地租改正反対一揆そして血税一揆）によって、明治政府の改革に反対した。まずもって、兵役は封建制には農民にない義務であり、さらに、地租（地価の3%）は大変な高負担税であった。しかも、作況や米価によって斟酌されずに金納しなければならず、農民達を苦しめた。農民の反乱をおそれたのか、政府も西南戦争の直前に地租を2.5%に下げている。

ところで、封建制においては「百姓は生かさず殺さず」であったので、農業共同体に壊滅的な打撃を加えることは封建領主達も避けていた。農村の荒廃は、封建領主層にとっても「共倒れ」を意味するからである。ところが、地租では貨幣商品経済の「ドライさ」というものが入ってくる。地租は、農地に限らず日本の土地全体が対象であり、土地の所有者に課された。地租にあっては、誰が所有者か、またどのような生業をしているのかは問わない。地租を払わなければ、土地が差し押さえられ、やがて所有権が移転するだけだった。

日本では、農地への封建的領有権が否定され、農民の土地所有権へと転換されたのだが、しかしそれは地租という課税との引き替えが条件であった。また地租とは、農地に限らず日本全国の土地への課税であり、これは、実質的には明治国家によって全国の土地にたいして抵当権が設定されたことを意味する。このことは、私的所有権の本質について教える。つまり、私的所有権を掘り下げていくと、その再深層には国家所有権＝課税権があるのである。税を払い続ける限り私的所有は認められようが、滞納すると国家へと所有権は移転される（税の滞納による差し押さえ）。

さらに地租改正と秩禄処分をめぐる金のながれを見ていくと興味深いことが分かってくる。秩禄処分とは、華族および士族の農地への権利（正確に言えば収穫された農作物への権利）を明治政府が、金禄公債という「国債」によって買い取ったということの意味した。明治政府は財政難に苦しんでいたので、金禄公債の元手は、明治政府がロンドンで発行した7分付ポンド建國債240万ポンドであった（発行額面100ポンドにつき92.5ポンドで売出されるという条件の悪いものであった）。レントナーが支配する国家・大英帝国は世界的なレントナー（高利貸

し) 国家でもあった。

秩禄処分の結果、農地の権利は、完全に農民の私的所有となった。しかし、農民は無償で自分たちが耕作していた土地を手に入れたともいえない。地租という重い税を支払うことによって、明治政府が抱えている外債償還を支えなくてはならなくなったからである。つまり、土地の権利関係が封建領主層から農民に移転するにあたって、明治政府は「土地ブローカー」のような役割を果たしている⁵⁾。農地の斡旋と見返りに、農民達は永遠のレント（地租）を政府に支払い続けなければならなくなった。

ここで、日本の秩禄処分・地租改正とロシアの農奴解放とを比較しておきたい。1861年、ツァーリ・アレクサンドル2世は、農奴解放を行ったが、土地所有権はそのまま封建領主に帰属し、開放された農奴たちの土地権利は認められなかった。まさに農奴は、土地から二重の意味で放逐された。しかし、かわりに政府が封建領主から土地を買い取って、農民たちに49年ローンで売ったのである。ツァーリの政府は、そこでは土地ブローカーを演じたわけである。アレクサンドル2世は、「上からの改革」（「下からよりは、上からこれ〔農奴解放〕を行うべきである」）を唱えたことで有名であるが、日本の明治維新も「下からよりは、上からこれ（私的所有権の確立）を行うべきである」が、実情にあっていたといえよう。

地租改正は、土地の私的所有権を確立するという側面をもったが、それを国家が保障するものとして地券が発行された。ところで、農村共同体が共同で管理保有していた「入会地」の多くは、私的所有の原則から外れ、徴税も困難なことから国有化されていった。このコモنزの没収は、伊勢暴動、真壁暴動、群馬県入会地騷擾などの大規模な農民反乱を引き起こす。イギリスのエンクロージャーは、地主貴族達が牧羊

地として利用するため、あるいは農地の拡大のため、コモنزを私的所有へと囲い込んでしまったのだが、政府が徴税政策のためにコモنزを国有化したというところが日本の特徴を表している。すなわち、明治維新というブルジョア革命においては、どの身分・階級も勝利はしなかった。農民も封建領主層も敗れ、ただ明治国家の一人勝ちとなった。

明治維新において、一揆や打ち壊しはおこったにせよ、その改革過程で日本の農民町民層は、主体的・能動的な介入を果たせなかった。これは日本の近代に大きな影を落としたと思われる。明治維新は、旧封建領主や武士層の「内部の」闘争で、農民や町民の頭ごなしに進んでいった。それは「上からの革命」だった。地方の農村では、「お上」が替わったくらいの意識しかもてなかったかもしれない。

とくに農村は、新たに兵役を課され、地租を課され、入会地は没収された。地租と資本主義経済の拡大は、農村を直撃していく。たしかに農民は土地を手にしたかもしれない。しかし、西南戦争によって経済はインフレからデフレへと乱高下し、多くの農民は土地を手放してしまった。約半数の農家が小作農化し、いわゆる寄生地主が勢力を拡大していく。「日本は（半）封建制」という診断に一理あるとすれば、それは明治維新に農村の開放がなかったこと——権力からの解放がなく、年貢が地租に替わって負担はむしろ増したこと、また閉鎖的な村共同体からの農民個人の解放がなかったこと——を指しているといえるかもしれない。

秩禄処分の断行が直接の原因ではなかったにせよ、その翌年、最後の大規模な内乱であった西南戦争が勃発する。西南戦争の戦費は、当時の国家予算に匹敵するような膨大なものであった。しかしながら、戦費の三分の一近くは、岩崎弥太郎の三菱の売り上げとなったと言われる。

三菱は軍事物資の輸送を独占的に担った。また、戦後に戦費の支払いのために国有工場が財閥に払い下げられた。こうして国家による産業資本ブルジョアジーの育成が図らずもおこなわれたのである。戦費をまかなうため政府は紙幣を増刷し、インフレが発生した。さらに今度はインフレ退治のために、大蔵卿・松方正義による緊縮政策が導入され、いわゆる「松方デフレ」が起こる。農村では小作すら続けられないほど困窮した農民が農村を離れて都市部に流入することになった。つまり、西南戦争の余波が日本に「二重に自由な労働者」をつくり出したのであった。そして、彼らは、財政難のために財閥に払い下げられた工場にて搾取されることとなった。西南戦争は、結果として、農民からの土地の収奪と自由な労働者をつくりだし、また国家による資本家の育成と資本蓄積をもたらした。地方の農民が都市に流入し、低賃金で働いて資本に巨大な利潤をもたらす一方で、労働者はスラムで貧窮を余儀なくされる——これはイギリス産業革命以来、各国で繰り返されてきたパターンであるが、西南戦争は、結果として日本における資本の本源的蓄積をもたらしたといつてよい。

おわりに

封建制の解体と私的所有権の確立という課題を背負ったブルジョア革命がとった形態を各国で比較していくと、地主貴族による土地改革という様相を呈したイギリス、サンキュロット・コミュンおよび農民による「下からの革命」によって——モンターニュ独裁という上からの革命と手を携えて——封建領主の土地権利を否定したフランス、そして国家主導による「上からの」封建制の解体をおこなった日本という相違が浮かび上がってきた。とりわけ、身分間あ

るいは階級間の長期間にわたる闘争のなかから、近代国家と近代的所有関係を漸進的に練り上げてきた西欧諸国と違って、日本では王政復古から10年あまりで近代国家体制と近代的所有関係が打ち立てられ、資本の本源的蓄積も急速かつ集中的に進行している。明治維新の諸改革のなかでも、徴兵令、教育令、地租改正、秩禄処分へと繋がる一連の流れを辿れば、身分的特権の廃止による強制的均質化という要素をもちながら、富国強兵へと動員することによって、国民を立ち上げるという動きを見いだすことができる。すなわち、国民的（総）動員国家の先駆的な形態として明治維新を位置づけることができるのである。国民的総動員システムの歴史の起源は総力戦体制よりかなり以前に遡ることができるのである。ゆえに総力戦体制国家は、国民国家の成立から続く国民的総動員システムの一つの歴史的現象形態として捉えるべきである。

また、近代資本主義国家はブルジョア革命をへて、ボナパルティズム国家（資本の帝国主義的段階に対応する国家）そして第一次大戦を境とした総力戦体制へと形態変化してゆく。ボナパルティズム国家および総力戦体制の解明については今後の課題としたい。

〈註〉

- 1) 封建制においては、土地にたいする権利関係は、封建領主の領有権と農村共同体による土地の実質的な管理保有権とに分裂していた。ブルジョア革命とは、封建諸特権、とりわけ農民にたいする領主の人格的な支配権を廃止するとともに、同時に、土地への権利を私的所有権へと転化するものである。その際、土地は誰のものか——農民のものかそれとも封建領主のものか——という問題が必ず生じるけれども、農地が誰のものになったかでブルジョア革命か否かを決めるのは、問題の核心を外してしまう。土地への権利関係が私的所有権へと一元化されること、この転化は封建的領有権の解体によってのみ可

- 能になること、この二点を抑えない限り、ブルジョア革命の理解は極めて表面的なものにならざるをえない。したがって、明治維新がブルジョア革命であったのは間違いがない。
- 2) 牧人＝司祭型の権力にあつては、「落伍者」というものは論理的には存在しえない。導かれる者、救われる者だけが群れを構成するからであり、落后する者は、群れにたいする脅威、すなわち排除されるべき「敵」として現れるほかないからである。ここから、牧人＝司祭型権力は、主権的なものを排除しているわけではないことが見てとれよう。友と敵を峻別し、敵を排除殲滅しようとする主権は、牧人＝司祭型権力とともに、相互補完的に機能するのである。
 - 3) 『リヴァイアサン』にあつては、住民と主権のあいだに直接の統治契約は存在しない。「万人の万人にたいする戦争」状態を回避するため、住民同士がそれぞれもつ自然権を放棄し、それを主権者に譲渡するという社会契約を結ぶのである。
 - 4) したがって韓国と中国でナショナリズムと反日が結びついてしまうのは、これはネーションの歴史的な発展からして必然であろう。日本人は、ネーションの起源を忘れ、それがいつの間にか「自然に」成立したと思ひこみがちであるが、それは日本が植民地主義侵略国家であったからにほかならない。植民地主義欧米列強によって国境が引かれた地域において、国民国家を

発展させなければならなかった国では、ネーションの人工性・人為性というものを意識せざるをえない。

- 5) 国家＝不動産ブローカー説については岩田弘『現代社会主義と世界資本主義』の議論を参照している。

引用文献

- 岩田弘『現代社会主義と世界資本主義』批評社 1989年
落合弘樹『秩禄処分』中公新書 1989年
ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや リプロポート 1987年
カール・シュミット『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳 未来社 1970年
ミシェル・フーコー『知への意志』渡辺守章訳 新潮社 1986年
ミシェル・フーコー「政治の分析哲学」『ミシェル・フーコー思考集成 VII』筑摩書房 2000年
カール・マルクス『資本論』第一巻 資本論翻訳委員会訳 新日本出版 1983年
山之内靖「方法的序論」『総力戦と現代化』山之内靖、成田龍一、J. ヴィクターコシュマン 編 柏書房 1995年